


 巻頭言

最近の情勢 —みどりの食料システム戦略、植 物防疫、バイオスティミュラント—



公益社団法人 日本植物調節剤研究協会 理事長 おお たに とし お
大 谷 敏 郎

農林水産省は、昨年5月に「みどりの食料システム戦略」（以下、みどり戦略）を策定し、この中で2050年度までに化学農薬の使用量の50%減（リスク換算）と、有機栽培の面積を25%に拡大することが明記された。また6月には、「植物防疫の在り方に関する検討会」（以下、在り方検討会）の中間論点整理の中で、海外から持ち込まれる雑草種子に対する予防的な取り組みや実効性のある検査に向けたリスク分析手法の開発等、植物防疫における雑草対策について初めて言及された。いずれも当協会の活動に深く関与する内容であり、それらに対する協会の考え方を紹介したい。

「みどり戦略」のうち、化学農薬の使用量低減については、これまでも農薬メーカーと協力し、水稻栽培用の一発処理剤、難防除雑草防除技術、直播用除草剤やジャンボ剤等の開発による省力・低コスト防除と除草剤使用量の大幅低減を実現した。また畑作分野での細粒剤や畦間・株間処理の開発、道路路面・農道法面・空地・堤とう等緑地管理場面での抑草剤の開発などにより、使用場面に応じた除草剤使用量の削減、省力、低コストの雑草管理技術を提供してきた。今後も、特定外来生物（植物）への対応も含めて、これまでの取り組みをさらに強化し対応したいと考えている。

ただその際最も問題となるのは、難防除雑草と特定外来生物（植物）の発生レベルを可能な限り低く抑えることだと考えている。難防除雑草や特定外来植物が、今後も現在の発生レベルであったり、これまで以上に増加するような事態になれば目標の達成は難しい。発生レベルを低減するには、現在の除草剤や管理技術による長期間にわたる地道な防除対策が喫緊に求められるほか、新たな剤や管理技術の開発が重要であることは言うまでもない。さらに、これ以上の難防除外来植物の侵入を防ぐことも必須の事項である。この点、今回の「在り方検討会」で、外来侵入種子の水際での防疫対策が強化されることは、実施までに様々なハードルはあろうが、2050年の

化学農薬使用量50%削減に向けた大きな対策となるものと期待している。

また、「みどり戦略」の有機農業の面積拡大と化学農薬の使用量低減の実現手段として「バイオスティミュラント」の利用が例示されている。「バイオスティミュラント」の定義や評価方法は、欧米でも国内でも未だ明確ではないと思われるが、当協会では、長年に渡り「バイオスティミュラント」と考えてもよい「植物調節剤」について評価を行ってきた。協会の発足以来、約半世紀の間に、120以上の有機物や生物由来、天然物由来の「植物調節剤」について評価を行ったところ、一部でも効果が認められた剤は2割程度であり、その中で登録に至ったのは数剤であった。これらの「植物調節剤」は、条件によって効果が不明確になり、評価が極めて難しいことが問題点として挙げられる。

「バイオスティミュラント」は農薬と肥料の間に位置づけられると考えられるが、かつて安全性が問題となった初期の機能性食品とたいへんよく似た状況と思われる。すなわち、機能性食品は、薬品と食品の間で、評価方法が明確ではなく、品質管理も十分でなかったため、大きな健康被害が生じたことがあり、安全性の確保が大きな問題となった。幸い「バイオスティミュラント」は直接人に健康被害を及ぼす可能性は少ないが、評価方法や品質管理の方法が確立されていないと、様々な商品が流通する恐れがあり、商品としての信頼性はもとより、「バイオスティミュラント」自体の信頼性が大きく損なわれるのではないかと危惧している。また、「バイオスティミュラント」は欧米でも注目を集めていることから、その定義や評価方法の整合性の確保も重要と考えられる。「バイオスティミュラント」は病虫害対策を効果として謳う場合もあり、定義や評価方法等について、これまでの蓄積を踏まえ、日植防協会をはじめ関係省庁や業界関係者の方々と議論を深め、科学的な評価を進めたいと思っている。